

令和6年度目的税の使途について

【入湯税】

入湯税については地方税法第701条により、「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる」とされています。

本市におきましても、令和6年度決算における入湯税の収入分3,757千円を以下の事業の一般財源分に充当しました。

≪歳入≫ 令和6年度決算額 3,757千円

≪歳出≫ 令和6年度決算における充当状況

(単位：千円)

事業種別	担当課	事業番号	事業名	事業掲載ページ	事業費	対象一般財源	入湯税充当額
消防施設等の整備					57,907	29,907	1,544
	危機管理室	084101	消防施設整備事業	41	57,907	29,907	1,544
観光の振興					59,493	42,873	2,213
	商工観光課	062113	観光振興事業	281	33,309	16,822	2,213
	商工観光課	063101	観光交流施設運営事業	287	26,184	26,051	
合計					117,400	72,780	3,757

【都市計画税】

都市計画税については地方税法第702条により、「都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てる」とされています。

本市におきましても、令和6年度決算における都市計画税の収入分993,208千円を以下の事業の一般財源分に充当しました。

≪歳入≫ 令和6年度決算額 993,208千円

≪歳出≫ 令和6年度決算における充当状況

(単位：千円)

事業種別	担当課	事業番号	事業名	事業掲載ページ	事業費	対象一般財源	都市計画税充当額
都市計画事業					1,005,312	1,005,312	993,208
	財政課	079421	下水道事業会計繰出金	57	1,005,312	1,005,312	993,208
合計					1,005,312	1,005,312	993,208